

商品概要説明書

J A 営農ローン

J A 山口県

商品名	J A 営農ローン
ご利用いただける方	○ J A の組合員（個人）の方。 ○ お借入時の年齢が 18 歳以上 80 歳未満の方。 ○ 農畜産物を生産・販売し、農畜産物の販売代金を J A に入金する方。 ○ 山口県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ その他 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ 営農維持に必要な資金とします。
契約金額	○ 極度額 300 万円以内とします。 ただし、前年度の農畜産物販売実績の範囲内とします。
契約期間	○ 1 年更新とします。 ※ただし、契約者から解約の意思がなく、J A が信用状況について問題ないと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とします。 なお、原則として 80 歳の誕生日以降は契約更新を行いません。
借入利率	○ J A 所定の金利といたします。詳細については、J A の融資窓口にお問い合わせください。
貸越方法	○ 当座貸越とします。
返済方法	○ 営農生活貯金に入金された農畜産物販売代金およびその他の資金は、貸越金残高に達するまで自動的に返済に充当いたします。
担保	○ 原則として担保は徴求いたしません。
保証	○ 山口県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。 ※原則として保証人は徴求いたしません。
保証料	○ 年 0.80% となります。 ※ ご利息お支払い時にあわせ、保証料をお支払いいただきます。
手数料	○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 1,100 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支所または金融部（電話：083-976-6844）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 【山口県弁護士会仲裁センター】 電話：083-922-0087 【広島弁護士会仲裁センター】 電話：082-225-1600

	<p>【福岡県弁護士会紛争解決センター】 (北九州) 電話：093-561-0360 (福岡) 電話：092-741-3208 (久留米) 電話：0942-30-0144</p> <p>【東京弁護士会紛争解決センター】 電話：03-3581-0031</p> <p>【第一東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3595-8588</p> <p>【第二東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3581-2249</p> <p>【総合紛争解決センター】 (大阪府) (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他	<p>○お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

(2023年1月4日現在)